

令和 4 年 7 月 26 日

競技団体代表者 様  
地区スポーツ協会代表者 様  
小・中・高・大学体育連盟代表者 様  
総合型地域スポーツクラブ代表者 様  
スポーツ少年団単位代表者 様

(公財)長岡市スポーツ協会  
会 長 市 村 輝 男

新型コロナウイルス感染拡大に係る感染防止対策の徹底並びに対応の一部変更について (依頼)  
(令和 4 年 7 月 26 日時点)

国内の新型コロナウイルス感染は流行「第 7 波」に入り、新規感染者が急拡大しています。

新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ活動については、長ス協第 45 号「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う今後のスポーツ活動について (依頼) (令和 4 年 6 月 22 日時点)」のとおり対応をお願いしているところですが、改めて、下記 1～3 の事項 (再掲) について徹底をお願いします。

また、濃厚接触者の自宅待期期間について、県の対応が下記のとおり変更されましたので、ご対応をお願いします。

つきましては、貴団体内に周知いただき、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 記

### 1 大会、練習試合、合同練習会等について

(1) 実施、参加にあたっては、その必要性を慎重に検討し、実施の可否を判断すること。

(2) 実施にあたっては各競技団体等が示している感染症ガイドラインに沿って運営すること。

(練習試合や合同練習を実施する際も、大会等の実施要項等で示されている感染防止ガイドラインに準じた感染対策を講じること。)

(3) 十分な感染症対策が講じられていることを事前に確認し、必要性を慎重に検討し、参加の可否を判断するとともに、主催者が示す感染防止ガイドラインに沿った行動を徹底すること。

### 2 対策及び留意事項について

(1) 朝の検温及び活動前の健康観察を確実にを行うとともに、発熱や通常時と比べて少しでも疑わしい症状 (咽頭痛、だるさ等) がある場合や同居の家族に同様の症状が見られる場合は活動に参加しないこと。

(2) 基本的な感染防止策 (マスク着用、手洗い、三密の回避など) を徹底すること。

(3) 熱中症の身体へのリスク観点から以下のことに注意すること。

- ① 運動中は原則マスクは着用しないこと。様々な理由からマスクの着用を希望する生徒については、その意向を尊重するが、熱中症の危険があり、命にかかわることを理解させたうえで見学等の措置をとること。
  - ② 運動後のマスクの着用については、身体へのリスクを考慮し、身体距離を保ちながら、クールダウンで呼吸を整える時間を設けるなどの配慮を行うこと。
  - ③ 活動場所へ徒歩や自転車で移動する際においてもマスクは着用しないこととする。
  - ④ 休憩時等においても、熱中症のリスクがある等、マスクを着用することが適当でないと判断される場合は、互いに一定の距離を保つなどの対応を行うこと。
- (4) バスや電車等を利用して移動する際は、移動中の感染対策に留意すること。
  - (5) 昼食をとる必要がある場合は、互いの間隔を空け、「黙食」を徹底する。
  - (6) 宿泊を伴う活動の際は、1室あたりの宿泊者を減らすとともに、宿泊での食事や入浴場面での感染拡大を防止するため、宿泊先の担当者と十分打合せを行うこと。
  - (7) 活動場所の換気は、スペースに関係なく常時外窓を開けて行うなどの対策を講じること。
  - (8) 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底し、器具や用具の消毒を行うこと。
  - (9) 活動の前後に生徒同士で会食することは控えるよう、指導を徹底すること。
  - (10) 各競技団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、遵守すること。

### 3 活動状況の把握について

毎活動時の参加者の活動内容の把握と名簿管理を徹底すること。

### 4 新型コロナウイルス陽性者濃厚接触者の自宅待機期間の対応変更について

- (1) 濃厚接触者の自宅待機期間について、感染者との最終接触日から 7日間としていたものを5日間（6日目解除）に短縮。
- (2) 抗原検査（薬事承認されたもの）で2日目と3日目に2回続けて陰性が確認されれば3日目に解除。 など

詳細は県ホームページを参照ください

「濃厚接触者の定義に該当する方へ「濃厚接触者」と「待機期間」の考え方

→ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

- (3) 改正点（長ス協第101号 「スポーツ活動における新型コロナウイルス感染症の対応変更について（依頼）令和4年1月28日時点」）

#### ① 長ス協第101号 1-（2）

当該所属団体（クラブ・チーム・単位団等）は、濃厚接触者として特定された児童生徒等について、陽性者との最終接触日の翌日から 7日間⇒5日間の自宅待機を指示するとともに、その間の健康観察を行うなど健康状態を管理してください。

#### ② 長ス協第101号 2-（4）

特定された濃厚接触者については、7日間⇒5日間の自宅待機を指示し、健康状態を管理

してください。

③ 長ス協第 101 号 3- (4)

当該所属活動団体（クラブ・チーム・単位団等）は、濃厚接触者として特定した保護者に連絡し、7日間⇒5日間の自宅待機を指示してください。

④ 長ス協第 101 号 3- (5)

自宅待機の7日間⇒5日間について、「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者自宅待機期間（7日間⇒5日間）の健康観察表」（別紙2）等を活用して健康状態を管理してください。

※ 濃厚接触者の定義については変更ありません。（別紙、「濃厚接触者候補者リストの作成及び保護者への連絡（長岡市教育委員会R4. 1. 30作成）」を参照）

## 6 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後も状況に応じて方針を変更することがあります。今後の情報に十分に留意してください。

(公財) 長岡市スポーツ協会 室賀 TEL 0258-34-2130